

那覇市短期集中地域リハビリ教室事業実施要領

(通所型サービス・活動C)

(令和7年2月17日ちやーがんじゅう課長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、那覇市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日施行。以下「要綱」という。）第25条の規定に基づき、第7条別表1に規定する通所型サービス・活動C（那覇市短期集中地域リハビリ教室事業）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 生活機能の低下等により要支援及び要介護状態になるおそれのある高齢者へ、保健・医療の専門職による利用者の個別性に応じたりハビリテーション（以下「リハビリ」という。）及び機能訓練等を短期集中的に行うことで、要介護状態に移行することなく、住み慣れた地域で自立した生きがいのある日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(対象者)

第3条 介護予防ケアマネジメント等において、専門職によるリハビリ及び機能訓練等を行うことにより生活機能の改善が見込まれると判断される者とし、次に掲げる者とする。

ア 居宅要支援被保険者

イ 事業対象者（介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に定める基準（基本チェックリスト）に該当する第1号被保険者をいう

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) リハビリ、機能訓練等に関すること
- (2) 事業実施に係る運営、事務全般に関すること
- (3) 事業実施に係る関係機関等との調整に関すること
- (4) その他

(実施主体)

第5条 実施主体は那覇市とする。ただし、事業運営の一部または全部を適正な運営が確保できると認められる法人等事業者に委託することができるものとする。

(実施場所)

第6条 事業を実施する際は、地域の施設等、適切に事業を実施できる場所を確保して行う。

(利用期間)

第7条 事業の利用期間は、原則4ヶ月とする。ただし、特別な事情がある際には市が認めた場合限り、最長6か月まで利用期間を延長することができる。

(利用者負担)

第8条 利用者負担は次のとおりとする。

- (1) 週1回の利用を限度とし利用料を無料とする。
- (2) 医師の指示書にかかる費用については利用者が負担する。

(従事者の清潔の保持・健康状態の管理)

第9条 事業実施者は事業に従事する者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めなければならない。

(個人情報の取り扱い)

第10条 事業の実施にあたり、収集した個人情報を必要な範囲で第三者に提供しようとするときは、個人情報に関する同意書等により本人及び関係者の同意を得るものとする。また、事業実施者及び従事者または従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(安全管理体制)

第11条 事業実施者は事業を安全に実施するため、プログラムの全般にわたり、必要な事項について確認を行うものとする。

- 2 事故発生時の対応を含めた安全管理マニュアルを整備し、緊急時に対応する医療機関等を定めておくものとする。

(保険)

第 12 条 事業実施者は賠償責任保険等に参加するものとする。

(関係機関との連携)

第 13 条 事業の実施にあたっては、地域包括支援センター、自治会等の関係機関と連携を保ち、円滑な事業運営を図るよう努めるものとする。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、「那覇市短期集中地域リハビリ教室事業実施要綱（平成 26 年 5 月 2 日施行。）」は廃止する。
- 3 2 による廃止前に要綱に基づき事業を実施したものについては、なお従前の例による。